

吹田市域循環型社会形成推進地域計画

大阪府吹田市

平成31年1月7日

変更 令和元年12月10日

変更 令和2年11月20日

変更 令和4年10月14日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名	吹田市
面積	36.09 k m ²
人口	370,072人（平成30年3月31日現在）

(2) 計画期間

本計画は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、計画期間内でも、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合などにおいては、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

吹田市は昭和37年に入居がはじまった千里ニュータウンをはじめ、大阪のベッドタウンとして住宅地が形成され、昭和40年から60年代にかけて人口が急増し、この人口増に伴いごみ排出量も急増した。

昭和57年1月には北第2工場が稼働したが、ごみ排出量の急増に対応するため、物質循環社会システムの構築により焼却・埋立中心型の処理から脱却を目指し、昭和63年に全国に先駆けて5種分別（「燃焼ごみ」、「資源ごみ」、「大型複雑ごみ」、「小型複雑ごみ」、「有害危険ごみ」）の導入に着手し、平成4年全市に普及させた。これと同時に、ごみの破碎選別と資源化を推進する施設として破碎選別工場を平成4年10月に稼働させ、また、市民工房など啓発施設としての資源リサイクルセンターを開設し、この資源リサイクルセンターの運営のため（財）千里リサイクルプラザを設立し、全国で唯一の市民研究員制度を立ち上げた。このように、吹田市では先進的な取組を実施してきた。その後、平成22年3月には北第2工場の更新施設として吹田市資源循環エネルギーセンターを竣工し、また、平成26年3月には回収資源の再資源化を促進するためのストックヤードを建設し、循環型社会の構築を目指してきた。

しかし、平成29年3月に策定した「吹田市一般廃棄物処理基本計画 後期改訂版（平成29年度～平成32年度）」以降、千里ニュータウンエリアにおける集合住宅の建て替えや企業所有地への大規模マンションの建設、吹田操車場跡地における大阪健康医療都市（健都）の整備などに伴い、転入超過による人口増加が続いている。住みやすいまちづ

くりを進めた結果、人口の増加によるごみ排出量の増加が予想されるが、1人1日当たりのごみ排出量を削減することでごみ排出量の減量に努める必要が生じた。

また、食品ロスやプラスチックごみ削減の取り組みが世界的にも高まっており、日本においても令和元年に「食品ロス削減推進法」が策定され、令和2年に全国でレジ袋が有料化され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が国において成立し、さらに国際目標として持続可能な開発目標（SDGs）が平成27年に国連で採択され、世界的にも環境に対する意識が向上している。

そのため、これらの環境を取り巻く状況を踏まえ、令和4年2月に「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本市の環境施策の基本的な考えとして、資源やエネルギーの有効活用やライフスタイルの転換などを含めた「MOTTAINAI」（もったいない）を基本理念として定め、「ごみの排出抑制を優先する社会への転換」「多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築」「排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進」「持続可能な低炭素社会実現に資する収集体制や処理システムの構築」を基本施策として進めて行く。

（4）ごみ処理の広域化・施設集約化の検討状況

令和元年8月に「大阪府ごみ処理広域化計画」が改訂され、旧計画の広域ブロックを統合し、大阪府全域を一つのブロックとして市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進するものとされている。

吹田市は旧北大阪ブロック（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）に属していたが、各市町の施設規模・整備時期等の状況や交通アクセスなどから、これまで、吹田市はごみ焼却施設、廃棄物再生利用施設を単独で整備し、処理を行ってきた。

今後は、近隣市町である旧ブロック内での情報交換などを行い、周辺市町と協力して広域化・集約化に向けての検討を進めていく。

また、災害廃棄物に係る広域的相互支援協定についても、関係機関において検討を引き続き行っていく。

（5）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容（経過措置適用）

ペットボトルは市内全域において拠点回収を実施しており、それ以外のプラスチックについては燃焼ごみとして焼却処理を継続するが、今後コストや再商品化に関する情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集及び再商品化のための体制、用地取得と施設整備、分別基準の策定、分別排出の促進、普及啓発、情報提供、環境教育等全体に渡る調査研究を行い、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

吹田市域全体の平成29年度の一般廃棄物の排出量、処理量のフローは図1に示すとおりである。

焼却施設では、蒸気による発電や場内への給湯を行っている。

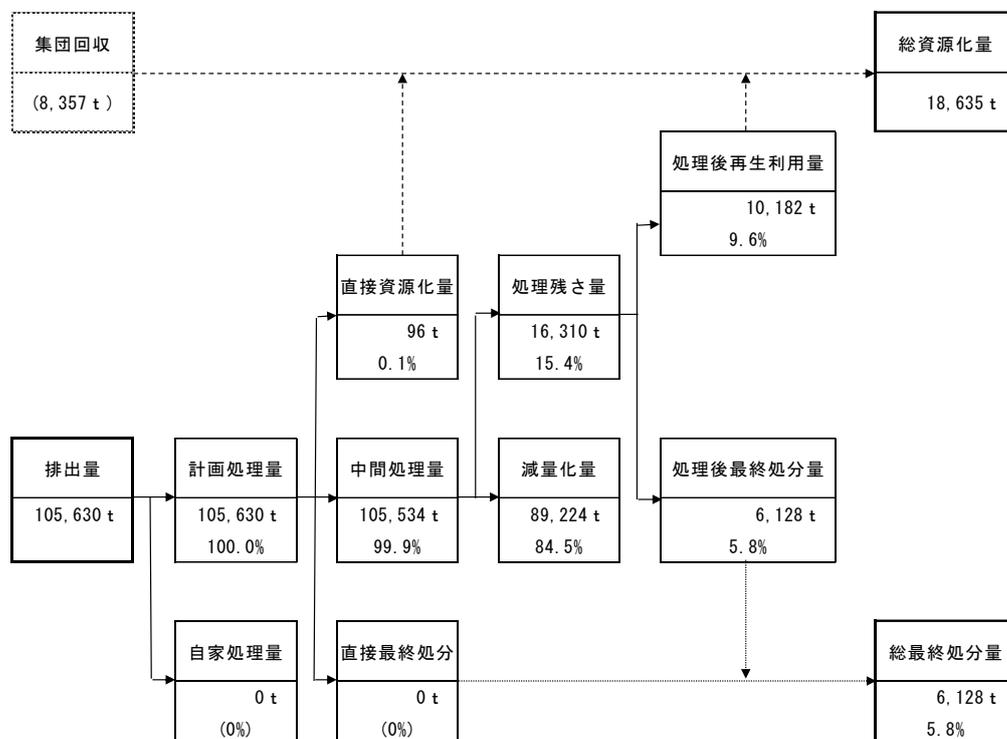


図1 一般廃棄物（ごみ）等の処理状況フロー（平成29年度）

(2) 一般廃棄物（ごみ）の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、本市ではこれまで生活系ごみにおいては、平成4年に5種分別収集を全市に普及させた。また、古紙については、資源ごみ収集と集団回収の2つの資源化手段を市民に提供するなどによりごみの減量に取り組んできた。一方、事業系ごみにおいては、平成9年度から、多量排出事業所に対する減量指導に取り組んできた。

本計画の目標年度（令和6年度）における排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量は、平成29年3月に策定した「吹田市一般廃棄物処理基本計画（後期改訂版）」を見直し、令和4年2月に策定した「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」を元に設定している。

今後も、市民・事業者の協働による発生抑制行動の浸透に取り組むとともに、多量排出事業所に対する減量指導を中心とした事業系ごみの減量に努める。さらに、分別排出の更なる浸透を図り、生活系ごみの資源化の推進を目指す。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標^{※1}

指標		現状 (割合 ^{※2})		目標 (割合 ^{※3})	
		(平成29年度)		(令和6年度)	
排出量	事業系 総排出量	35,698 t	—	31,721 t	-11.1%
	1事業所当たりの排出量 ^{※3}	2.9 t/事業所/年	—	2.1 t/事業所/年	-27.6%
	生活系 総排出量	69,932 t	—	74,441 t	6.4%
	1人当たりの排出量 ^{※4}	173.4 kg/人/年	—	167.4 kg/人/年	-3.5%
合計 事業系家庭系排出量合計		105,630 t	—	106,162 t	0.5%
再生利用量	直接資源化量	96 t	0.1%	62 t	0.1%
	総資源化量	18,635 t	16.3%	24,548 t	21.4%
エネルギー回収量	(年間の発電電力量)	51,941 MWh	—	49,997 MWh	—
最終処分量	埋立最終処分量	6,128 t	5.8%	4,174 t	3.9%

- ※1 目標年度の排出量、再生利用量は「吹田市一般廃棄物処理基本計画（後期改訂版）」を元に設定
 ※2 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
 ※3 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数) 事業所数は経済センサス基礎調査のH26年度調査はR3年度まで、R4年度以降はR元年度調査の事業所数が横ばいで推移するとして設定
 ※4 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)
 ※5 生活系総排出量の目標値が現状より多くなっているのは、人口増が要因です。

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、処理後再生利用量の和
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量（R6は焼却ごみ量に比例するものとして設定）
 減量化量：中間処理量と処理残さ量の差
 最終処分量：埋立処分された量

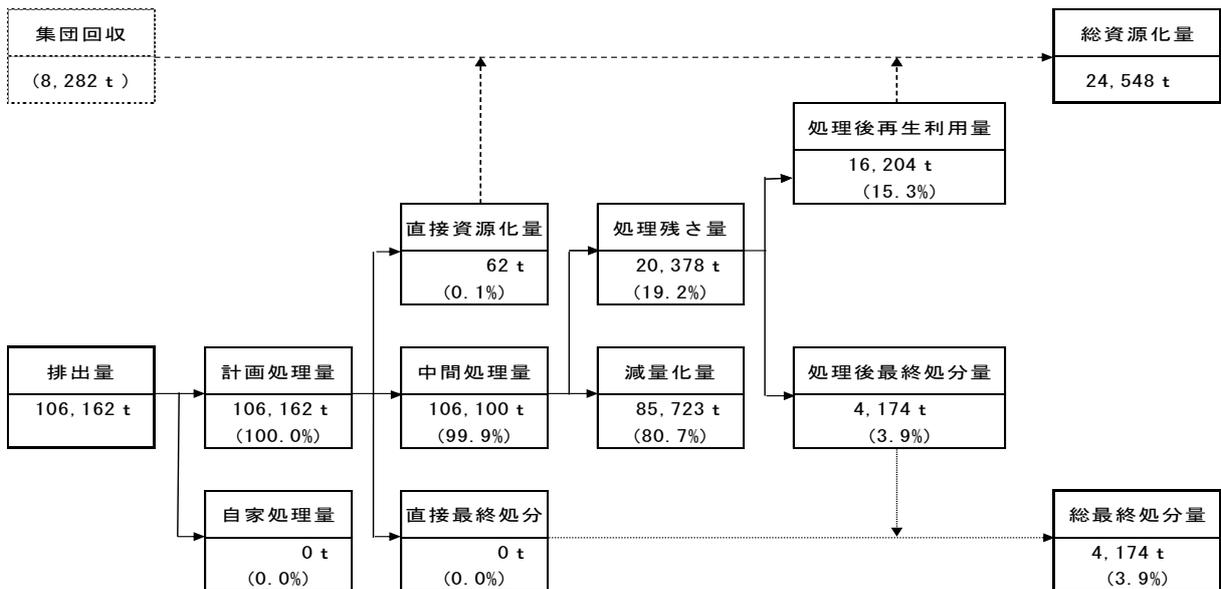


図2 目標達成時の一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（令和6年度）

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の促進

1) 有料化

事業系ごみ処理手数料については、平成20年4月に10kg当たり45円から70円に、平成24年7月から105円に見直しを行ったが、今後とも排出者責任の原則を踏まえて処理原価に見合った手数料となるよう段階的に見直しを行う。

生活系ごみ（大型複雑ごみ含む）は、発生抑制やリサイクルの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、持込ごみについて平成24年10月から有料化し、燃焼ごみは10kg当たり70円、大型複雑ごみを含む転出ごみや臨時ごみは車両種別による料金を設定し、なお申し込み制とした。今後は収集ごみの有料化についても検討していく。

2) 再生資源集団回収、販売店の店頭回収等の推進

廃棄物減量等推進員との連携を強めるとともに、出前講座等の地域環境学習活動支援制度を充実し、再生資源集団回収等の地域リサイクル活動を活性化する。

また、分別収集、拠点回収、店頭回収等、市や事業者が市民に提供するリサイクル手段を拡充し、多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築を目指す。

3) レジ袋使用量の削減とマイバッグの推進

平成30年4月に北摂地域7市3町と事業者9社の間でレジ袋の無料配布中止を趣旨とする「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、平成30年6月からレジ袋の無料配布を中止している。

今後は、中小規模のスーパーやドラッグストア、コンビニなど、協定参加事業者を増やしていく。

4) 排出ルールの徹底

市内大学、賃貸マンション等のオーナーや管理する不動産会社等と連携を強化し、学生・単身者等、自治会との接触機会が少ない市民や転入者等に対する、12種分別による分別排出ルールの浸透と遵守のための仕組みを充実させる。

5) 住民に対する啓発活動・環境学習の実施

市民一人ひとりが、自分の行動が及ぼす地球環境や地域環境への影響を考え、行動できるよう、市民公益活動団体、廃棄物減量等推進員、(公財)千里リサイクルプラザ、同研究所、アジェンダ21すいた等との連携を強化し、廃棄物や環境に関する啓発活動・情報提供活動や環境教育・学習の充実を図る。

6) 市民・事業者・行政の三者が協働して食品ロスの削減の取組を展開するなど発生抑制型社会の構築

平成30年7月に市民・事業者・行政が三者協働によるごみ減量及び再資源化の取組を展開することを目的とした「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」を設置し、吹田市のごみ減量・再資源化について意見交換をし、食品ロスや紙ごみ等の削減について取組を進めていく。

7) 事業所のごみ減量・適正排出に対する指導の強化

事業者が自主的に環境にやさしい事業活動を実践できるよう、環境マネジメントシステムの普及に努める。また、吹田商工会議所や江坂企業協議会等と連携して、事業者向けに啓発活動・情報提供活動の充実を図る。

さらに、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は、排出者である事業者の責任であることを浸透させるとともに、搬入検査の強化、廃棄物管理責任者を通じた排出管理指導の強化など、排出管理指導の強化を図る。

(2) 処理体制

1) 生活系ごみの処理体制の現状と今後

リサイクルや適正処理等の推進に適した収集体制の確立、市が提供するリサイクル手段の拡充)

生活系ごみの分別区分および処理方法については、表2のとおりである。

本市では、「燃焼ごみ」は焼却施設で焼却処理している。旧焼却施設（北第2工場）については、稼働後すでに26年を経過し、老朽化が進んだため、隣接する旧北第1工場解体跡地において処理能力480トン/日（ストーカ式 240トン/日×2炉）の新ごみ焼却施設（資源循環エネルギーセンター）を建設し、平成22年4月から稼働している。また、最終処分場の確保が困難な本市において、焼却灰の減容化とリサイクルを図るため、新ごみ焼却施設には灰熔融施設（アーク式 49トン/日）を併設している。

また、回収資源の再資源化の促進をより一層図るため、資源等の保管及びペットボトルの選別・圧縮・保管等を目的として、旧北第2工場解体跡地においてストックヤードを建設し、平成26年4月から稼働している。

リサイクルについては、昭和63年に全国に先駆けて5種分別の導入に着手し、平成4年全市に普及させるとともに、集団回収の育成等に努めてきた。平成20年には、分別排出徹底のための「資源ごみ」を8分別し、12種分別とした。

「大型複雑ごみ」、「小型複雑ごみ」、「資源ごみ」、「有害危険ごみ」については、破碎選別工場（85トン/5時間）において、破碎処理後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分、資源化物は資源化を進めているが、平成4年10月からの稼働であるため設備全体において老朽化による劣化や腐食が進んでおり、また、環境保全のための二酸化炭素削減の推進も必要なことから、基幹的設備改良工事を実施していく。

今後は、市民ニーズと公平性を考慮した分別収集区分への移行、資源ごみ分別収集の拡充、公共施設等を活用した拠点回収の拡充等、市民に提供するリサイクル手段を拡充し、多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築を目指す。また、リサイクルや適正処理等の推進に適した分別収集体制を確立するとともに、収集ステーションの適正配置などにより収集の効率化を推進する。さらに、高齢社会等に対応できるよう、重い物の持ち出し等による負担を軽減する安心サポート収集の充実を図る。また、日頃から市民と接触している収集作業員と市民との会話を増やし、市民要望を把

握する。また、資源物持去り防止のパトロールの継続と持去り防止に向けた取組を強化する。

生活系ごみの有料制については、持込ごみについての有料化を平成24年10月から実施したが、発生抑制やリサイクルの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、収集ごみの有料化について今後検討していく。

2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

【事業所のごみ減量・適正排出に対する指導の強化 参照】

3) 溶融スラグ有効利用の推進

溶融スラグ全量の有効利用を図るため、品質を確保するとともに、資源化事業内容の見直しを行い、建築事業者等への溶融スラグの販売を民間事業者へ委託することにより全量の資源化を目指す。

表2 吹田市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H29年度)				今 後 (R6年度)							
分別区分	処理方法		処理施設等		分別区分	処理方法		処理施設等			
			一次処理	二次処理				一次処理	二次処理		
燃焼ごみ	焼却 (熱回収)	発電	資源循環エネルギー センター (焼却処理施設)	[焼却灰] ・灰溶融処理 (スラグ売却・埋立) [飛 灰] ・溶融飛灰山元還元 {溶融不適物及び飛灰固化物} ・埋立	燃焼ごみ	焼却 (熱回収)	発電	資源循環エネルギー センター (焼却処理施設)	[焼却灰] ・灰溶融処理 (スラグ売却・埋立) [飛 灰] ・溶融飛灰山元還元 {溶融不適物及び飛灰固化物} ・埋立		
大型複雑ごみ	リサイクル	破碎・選別 → リサイクル・ 焼却・埋立	破碎選別工場	[破碎不燃物] ・最終処分場	大型複雑ごみ	リサイクル	破碎・選別 → リサイクル・ 焼却・埋立	破碎選別工場	[破碎不燃物] ・最終処分場		
小型複雑ごみ				[処理困難物] ・専門業者委託	[処理困難物] ・専門業者委託						
				[破碎可燃物] ・資源循環エネルギーセンター (焼却処理)					[破碎可燃物] ・資源循環エネルギーセンター (焼却処理)		
				[破碎スクラップ] ・再生資源業者	小型複雑ごみ				[破碎スクラップ] ・再生資源業者		
有害危険ごみ	リサイクル	液・ガス抜き →売却	破碎選別工場 →ストックヤード (びん、古紙、古布等)	専門業者	有害危険ごみ	リサイクル	液・ガス抜き →売却	破碎選別工場 →ストックヤード (びん、古紙、古布等)	専門業者		
空きかん・金属製品 (定期収集)		(売却)		再生資源業者	空きかん・金属製品 (定期収集)		(売却)		再生資源業者		
空きびん (定期収集)		(売却)		再生資源業者	空きびん (定期収集)		(売却)		再生資源業者		
新聞、雑誌、 ダンボール (定期収集)		(売却)		再生資源業者	新聞、雑誌、 ダンボール (定期収集)		(売却)		再生資源業者		
古布・古着類 (定期収集)		(売却)		再生資源業者	古布・古着類 (定期収集)		(売却)		再生資源業者		
牛乳パック (定期収集)		(売却)		再生資源業者	牛乳パック (定期収集)		(売却)		再生資源業者		
ペットボトル (拠点回収)		圧縮・売却		ストックヤード (選別・圧縮・保管)	再商品化事業者		ペットボトル (拠点回収)		圧縮・売却	ストックヤード (選別・圧縮・保管)	再商品化事業者

(3) 処理施設等の整備

破砕選別工場・資源リサイクルセンター（85トン/5時間）は経年劣化により老朽化しており、長寿命化と二酸化炭素の削減を図るため、基幹改良工事を実施する。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定 場所	事業期間	国土強 靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設 破砕選別工場・資源リサイクルセンター	基幹的設備改良事業	85t/5時間	吹田市千里万博公園 4番3号	R2～5 年度	—

(整備理由)

事業番号1 破砕選別工場・資源リサイクルセンターの長寿命化と二酸化炭素の削減を図るため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の処理施設整備に先立ち、以下の計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
2	施設整備に関する計画支援事業	破砕選別工場等基幹的改良工事発注仕様書等の作成	R元年度

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の処理施設整備に先立ち、以下の長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表5 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	破砕選別工場等基幹的改良工事における長寿命化総合計画の策定	R元年度

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

1) 事業系古紙等リサイクルの推進

事業系ごみ量の推移やごみ質の実態等を事業者伝えるとともに、月平均2トン以上排出する多量排出占有者には「多量排出占有者の手引き」の活用により、古紙類特に焼却処理されがちな機密書類等のリサイクルの推進を促す。また、全事業者には「事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、排出量の少ない小規模事業所についても古紙等リサイクルを促進する。さらに、燃焼ごみ以外の資源循環エネルギーセンターへの搬入禁止を周知徹底するとともに、計量前古紙等資源回収ボックスの利用を促す。

2) 食品ロス削減の取組推進

食品ロスを削減するため、講習会やチラシによる啓発等の取組を推進する。

3) 生活系廃食用油の回収

家庭から排出される廃食用油を回収し、リサイクルすることにより、燃焼ごみの減量と資源の有効利用を促進する。

4) 水銀含有製品等有害・危険物への対応強化

市民・事業者への啓発活動の充実など、水銀含有製品等有害・危険物への対応を強化する。

5) 不法投棄対策の強化

不法投棄を防止するため、郵便局の協力を得て、不法投棄に関する情報提供を受け、速やかに対応する。また、道路への不法投棄が多いことから、道路管理者と連携し、不法投棄のパトロールを強化する。

6) 災害時の廃棄物処理に関する事項

国の「震災廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき、地震や風水害などで発生する震災廃棄物、水害廃棄物を円滑に処理するために必要な基本的事項を定めた「吹田市災害廃棄物処理計画（吹田市環境部）」を平成30年7月に見直した。また、北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定による広域的な支援体制を確保するとともに、災害時における収集業務、中間処理での対応マニュアルの整備に加え、授受体制の確保など総合的な災害対策の充実を図る。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、府及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

本市では、吹田市環境基本計画は平成26年3月に策定され、令和2年2月に第3次環境

基本計画が策定され、また、吹田市一般廃棄物処理基本計画は令和4年2月に第3次一般廃棄物処理基本計画が策定されたため、これらの計画の目標数値を踏まえ、吹田市循環型社会形成推進地域計画の見直しを行った。

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	吹田市地域	(2) 地域内人口	370,072	(3) 地域面積	36.09km ²
(4) 構成市町村等名	吹田市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	_____				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	36,137	35,088	35,274	35,698	35,698	32,745	31,721 (H29年度比-11.1%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.7	2.1 (H29年度比-27.6%)
	生活系 総排出量(トン)	69,284	68,345	69,448	68,933	69,932	69,179	74,441 (H29年度比+6.4%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	179	175.0	175.5	172.1	173.4	166.3	167.4 (H29年度比-3.5%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	105,421	103,433	104,722	104,631	105,630	101,924	106,162 (H29年度比+0.5%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	31 (0.0%)	79 (0.1%)	97 (0.1%)	114 (0.1%)	96 (0.1%)	99 (0.1%)	62 (0.1%)
	総資源化量(トン)	20,441 (17.7%)	19,940 (17.6%)	18,954 (16.6%)	17,743 (15.6%)	18,635 (16.3%)	23,296 (20.8%)	24,548 (21.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	54,180	52,303	51,294	50,932	51,941	49,268	49,997
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,221 (5.0%)	4,539 (4.4%)	6,813 (6.5%)	6,481 (6.2%)	6,128 (5.8%)	4,202 (4.1%)	4,174 (3.9%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

※ 生活系総排出量の目標値が現状より多くなっているのは、人口増が要因です。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

今回、令和4年2月に吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画を策定したため本計画に基づいて変更するとともに、熔融スラグの発生率、スラグやメタル等の資源化率、最終処分率について現状から見直し、スラグの全量資源化等により最終処分量の低減を図り、集団回収量においてもコロナ禍前の復帰を目指す計画とした。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	資源循環エネルギーセンター	吹田市	全連続燃焼式	480(t/日)	H22.3	未定	未定	浸水の恐れがない市域内の地盤の高い位置に立地している	
灰溶融固化施設	資源循環エネルギーセンター (焼却施設併設)	吹田市	アーク式	49(t/日)	H22.3	未定	未定	浸水の恐れがない市域内の地盤の高い位置に立地している	
リサイクルセンター	破碎選別工場 資源リサイクルセンター	吹田市	破碎、選別、圧縮、 梱包及び保管 ごみ減量等の啓発	85(t/5hr)	H4.9	未定	未定	浸水の恐れがない市域内の地盤の高い位置に立地している	R2～R5基幹的設備改良事業
ストックヤード	ストックヤード1 (ペットボトル減容圧縮機、ストックヤード内設置)	吹田市	減容圧縮	3,000(kg/5hr)	H26.3	未定	未定	浸水の恐れがない市域内の地盤の高い位置に立地している	
	ストックヤード2	吹田市	一時保管	1,240㎡ (ストックヤード1を含む全体)	H26.3	未定	未定	浸水の恐れがない市域内の地盤の高い位置に立地している	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
リサイクルセンター	破碎選別工場 資源リサイクルセンター	吹田市	破碎、選別、圧縮、 梱包及び保管 ごみ減量等の啓発	85(t/5hr)	R6.3	地球温暖化対策を講じるとともに施設の延命化を図る。	-	-	浸水の恐れがない市域内の地盤の高い位置に立地している	-	

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位	開始	終了	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度				
○マテリアルリサイクル推進施設基幹的設備改良事業							1,969,000	0	26,125	787,897	837,408	317,570	1,383,477	0	22,550	547,382	627,000	186,545	
基幹的設備改良工事	1	吹田市	85	t/5h	R2	R5	1,969,000	0	26,125	787,897	837,408	317,570	1,383,477	0	22,550	547,382	627,000	186,545	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							8,777	8,777	0	0	0	0	8,777	8,777	0	0	0	0	
発注仕様書作成業務	2	吹田市			R元	R元	4,056	4,056	0	0	0	0	4,056	4,056	0	0	0	0	
長寿命化総合計画策定業務	3	吹田市			R元	R元	4,721	4,721	0	0	0	0	4,721	4,721	0	0	0	0	
合計							1,977,777	8,777	26,125	787,897	837,408	317,570	1,392,254	8,777	22,550	547,382	627,000	186,545	

注) 小数点以下は四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる場合がある。

參考資料編

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	吹田市
(2) 施設名称	破砕選別工場・リサイクルセンター
(3) 工期	令和2年度～令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 85 t/日
(5) 処理方式	破砕、選別、資源回収、保管、啓発
(6) 地域計画内の役割	吹田市で収集する資源ごみ、大型複雑ごみ、小型複雑ごみ、有害危険ごみの破砕選別回収と資源化の推進、ごみ減量等の啓発 CO ₂ 13%の削減を図る
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

(12) 事業計画額	1, 969, 000千円 うち、交付対象事業費 1, 383, 477千円
------------	-------------------------------------------

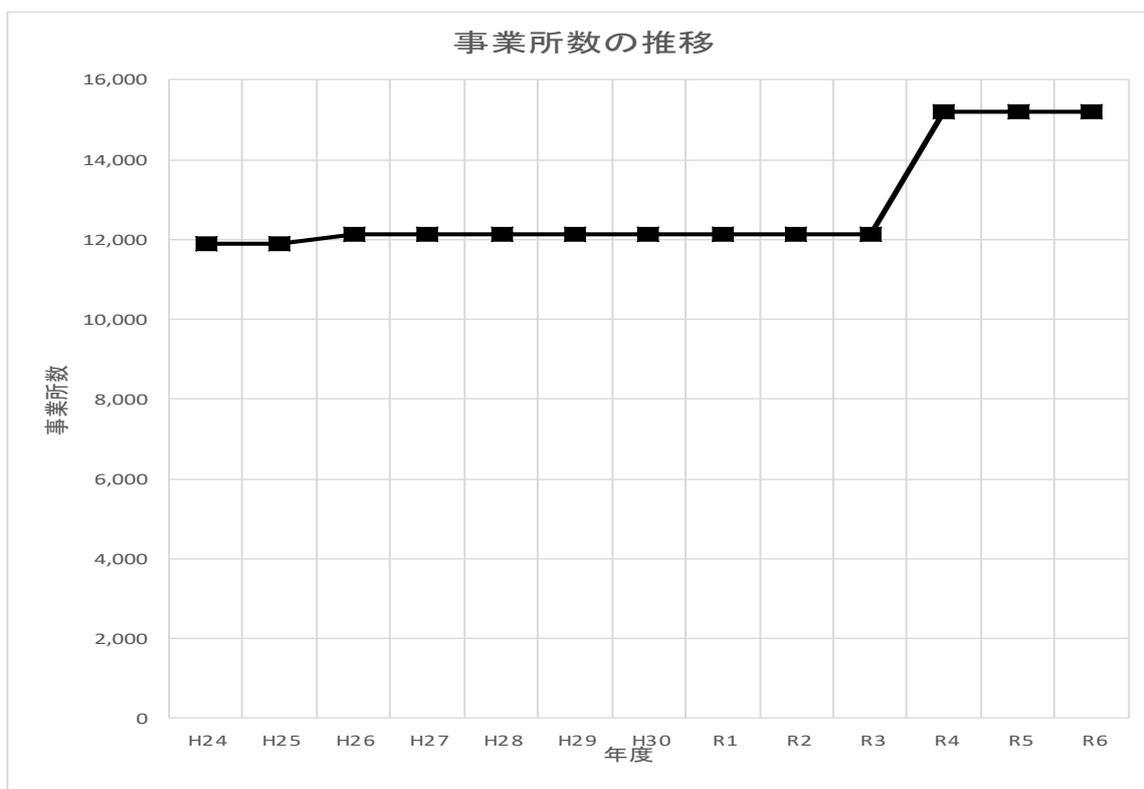
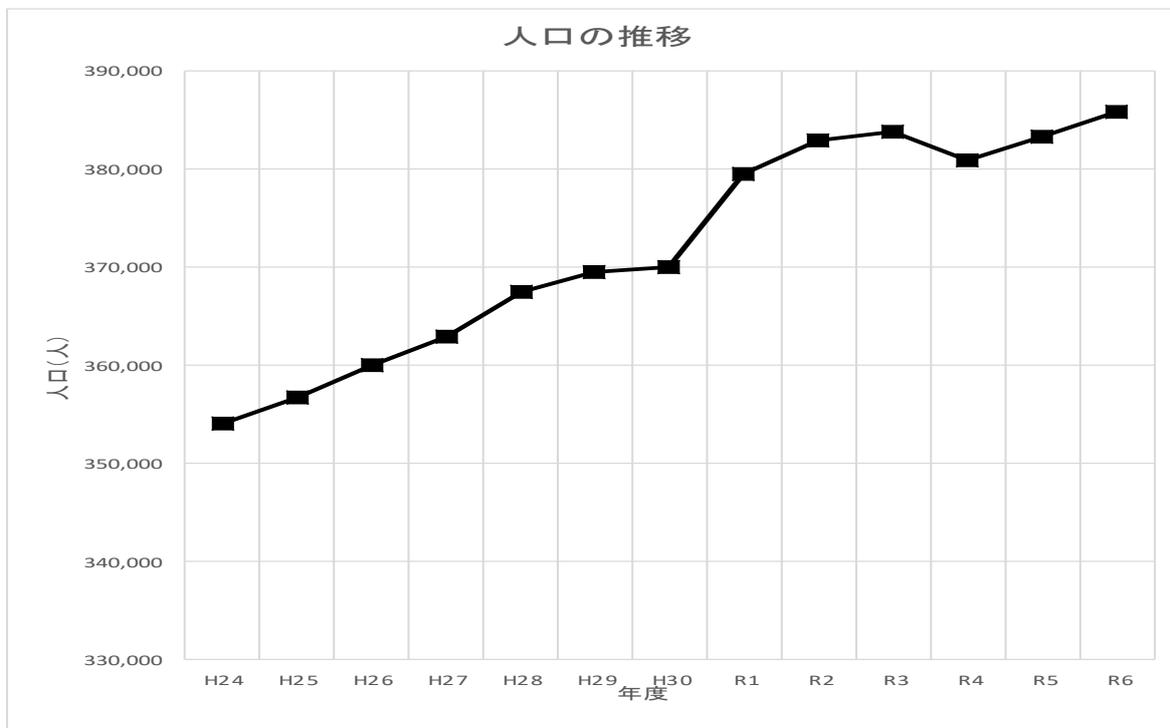
計画支援概要

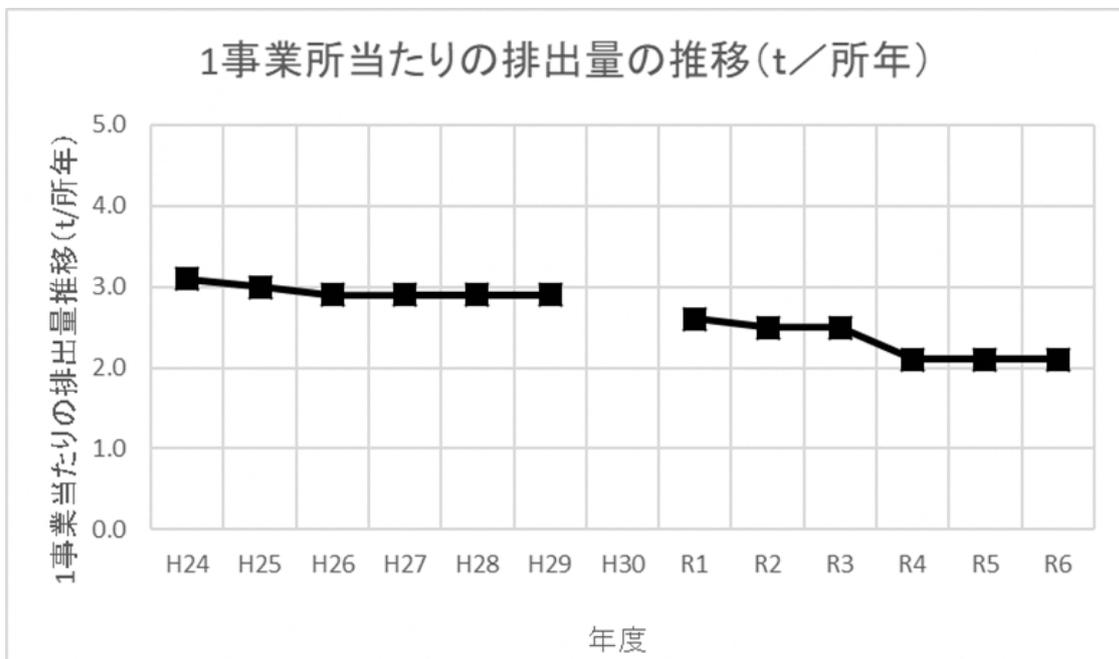
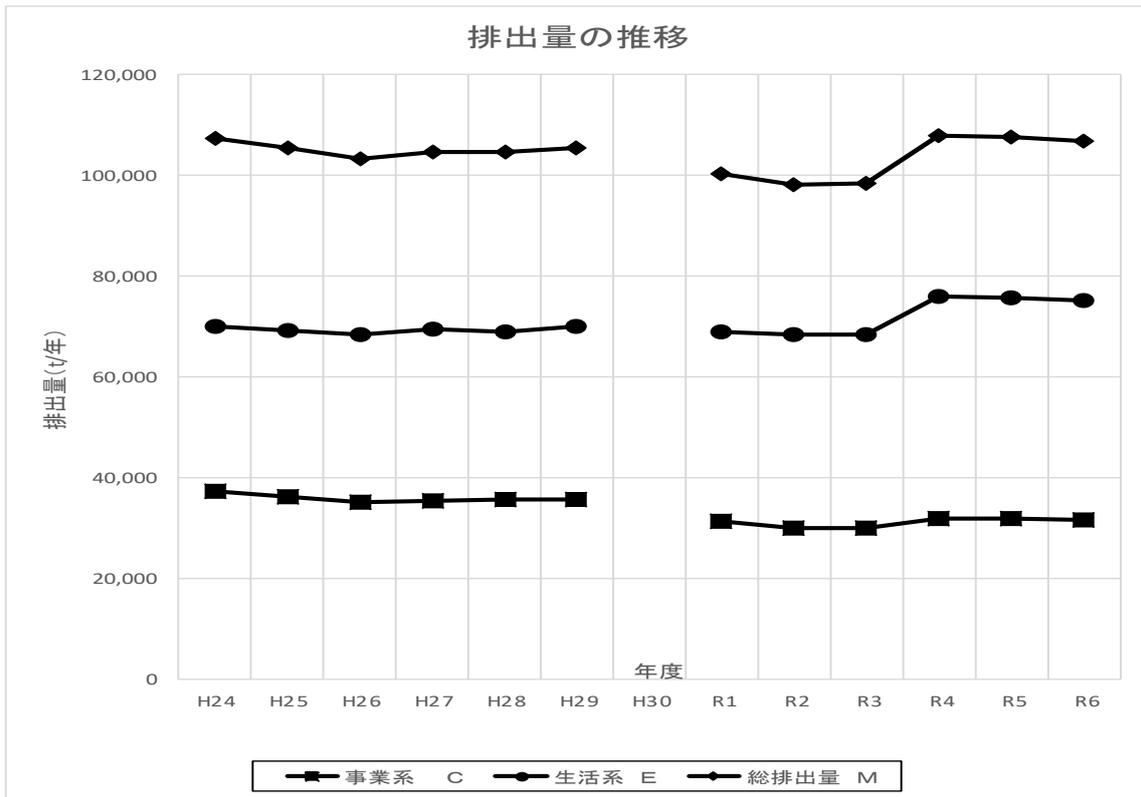
都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	吹田市	
(2) 事業目的	破砕選別工場の基幹的設備改良事業のため	
(3) 事業名称	長寿命化総合計画策定業務	発注仕様書作成業務
(4) 事業期間	令和元年度	令和元年度
(5) 事業概要	破砕選別工場の基幹的設備改良事業に伴う施設の長寿命化総合計画の策定	破砕選別工場の基幹的設備改良事業に伴う発注仕様書の作成
(6) 事業計画額	4,721 千円 うち、交付対象事業費 4,721 千円	4,056 千円 うち、交付対象事業費 4,056 千円

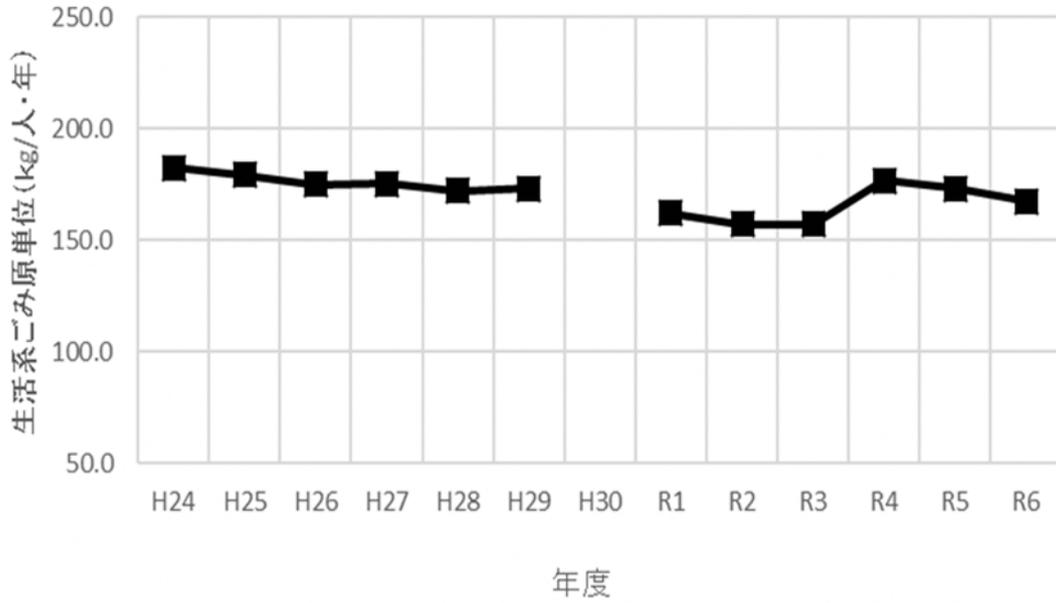
添付資料編

指標、人口等の要因に関するトレンドグラフ

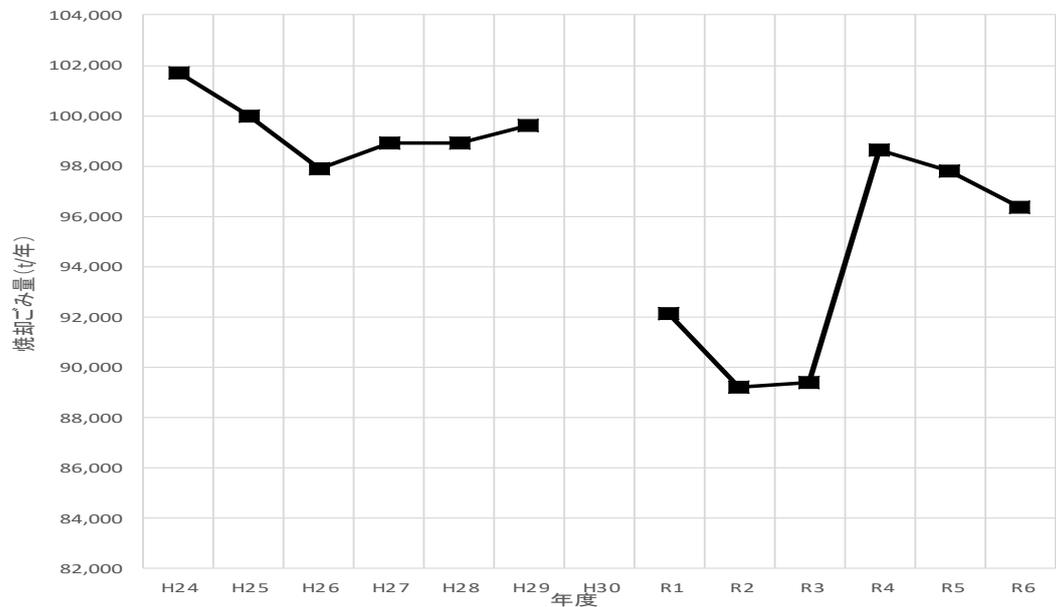


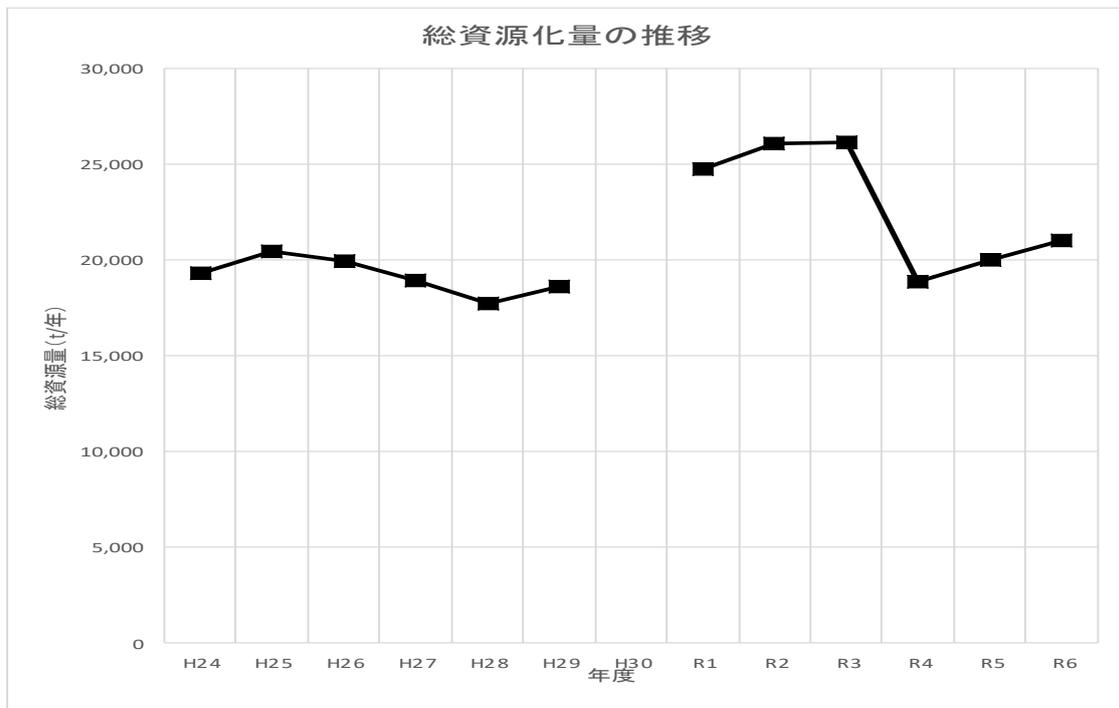
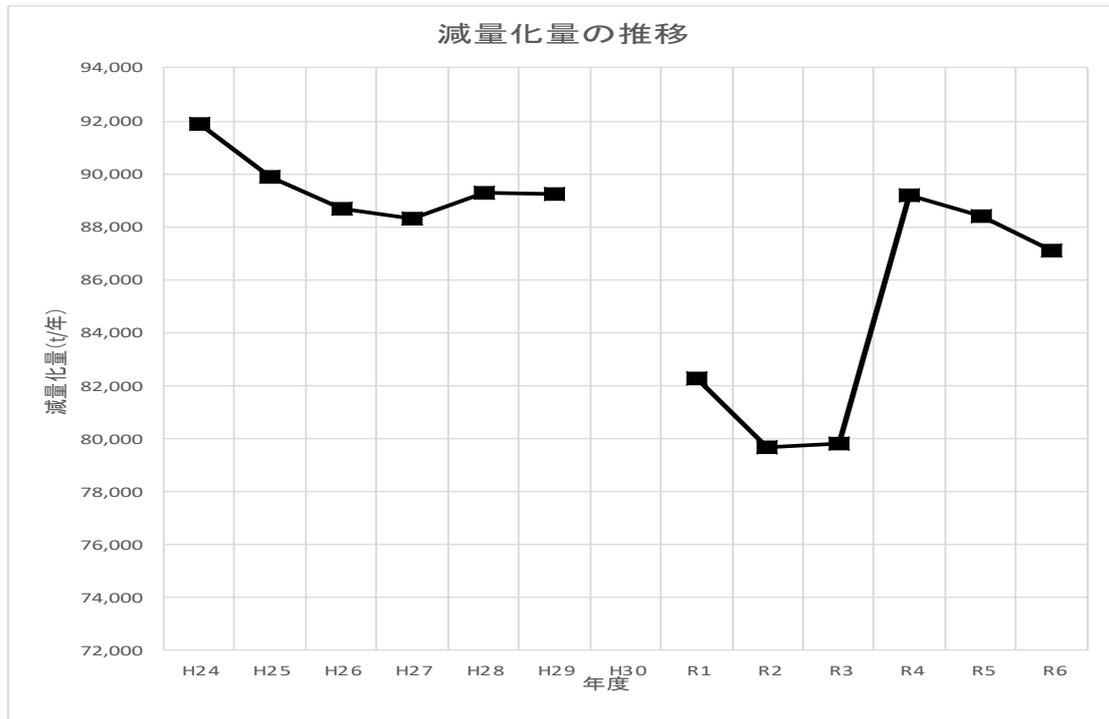


生活系ごみ原単位の推移

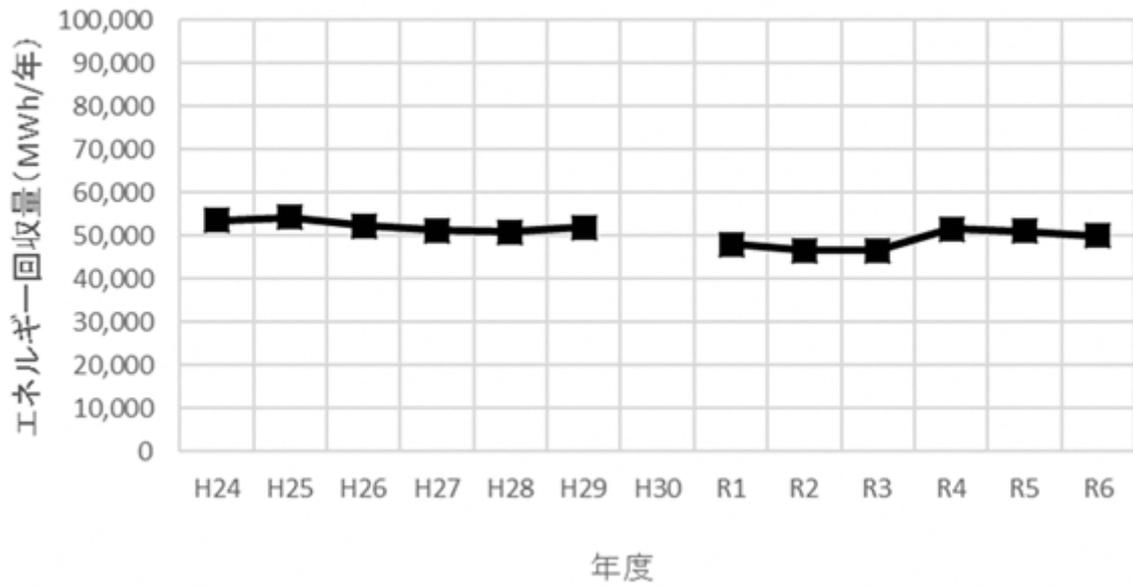


焼却ごみ量の推移

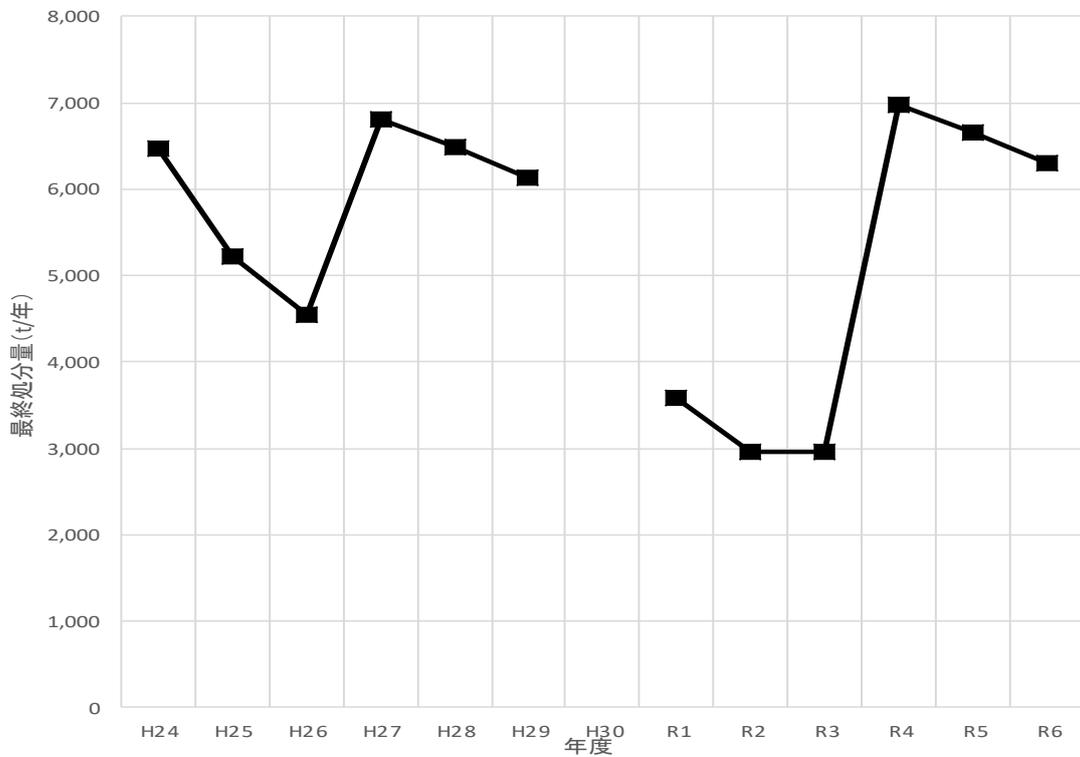




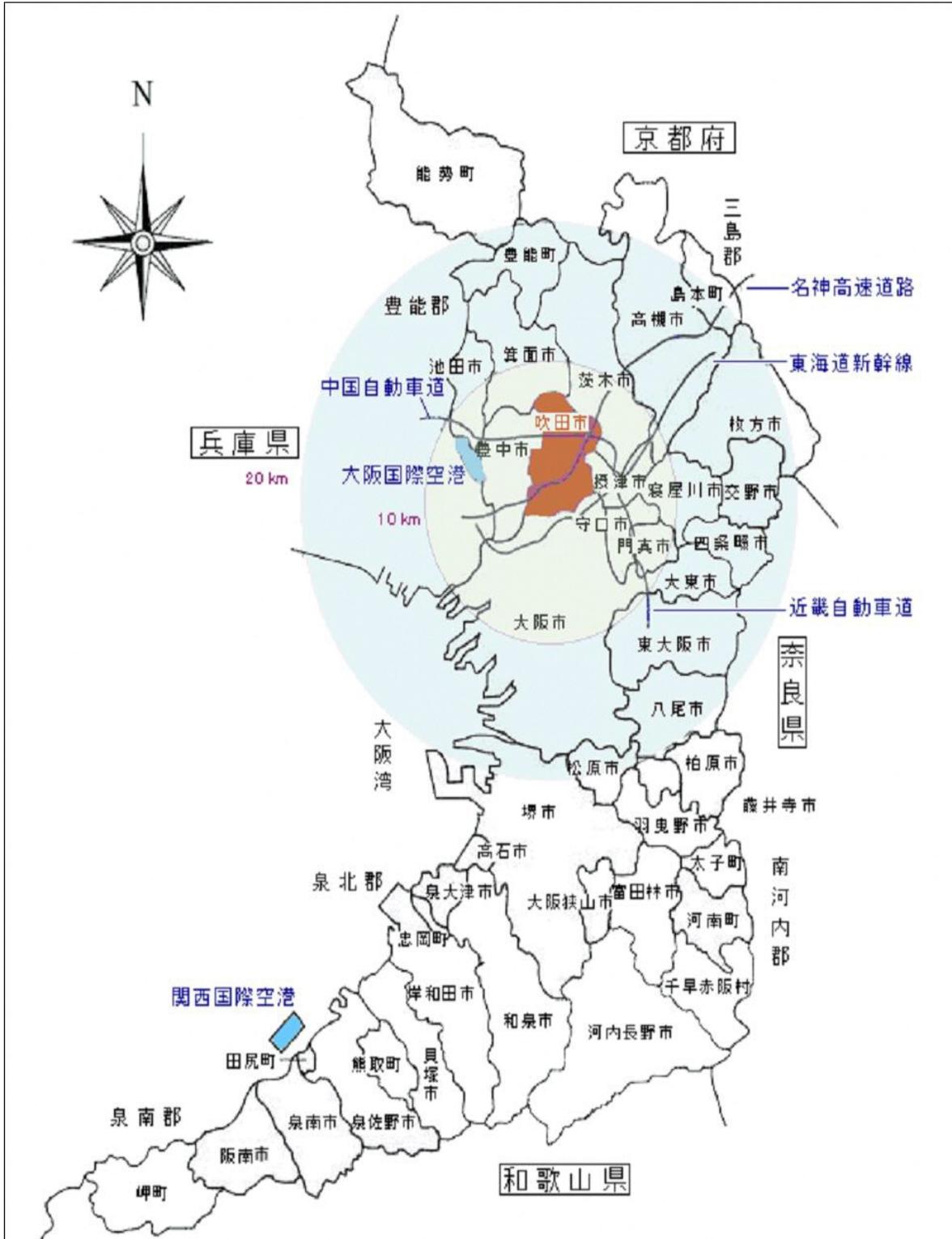
エネルギー回収量の推移



最終処分量の推移

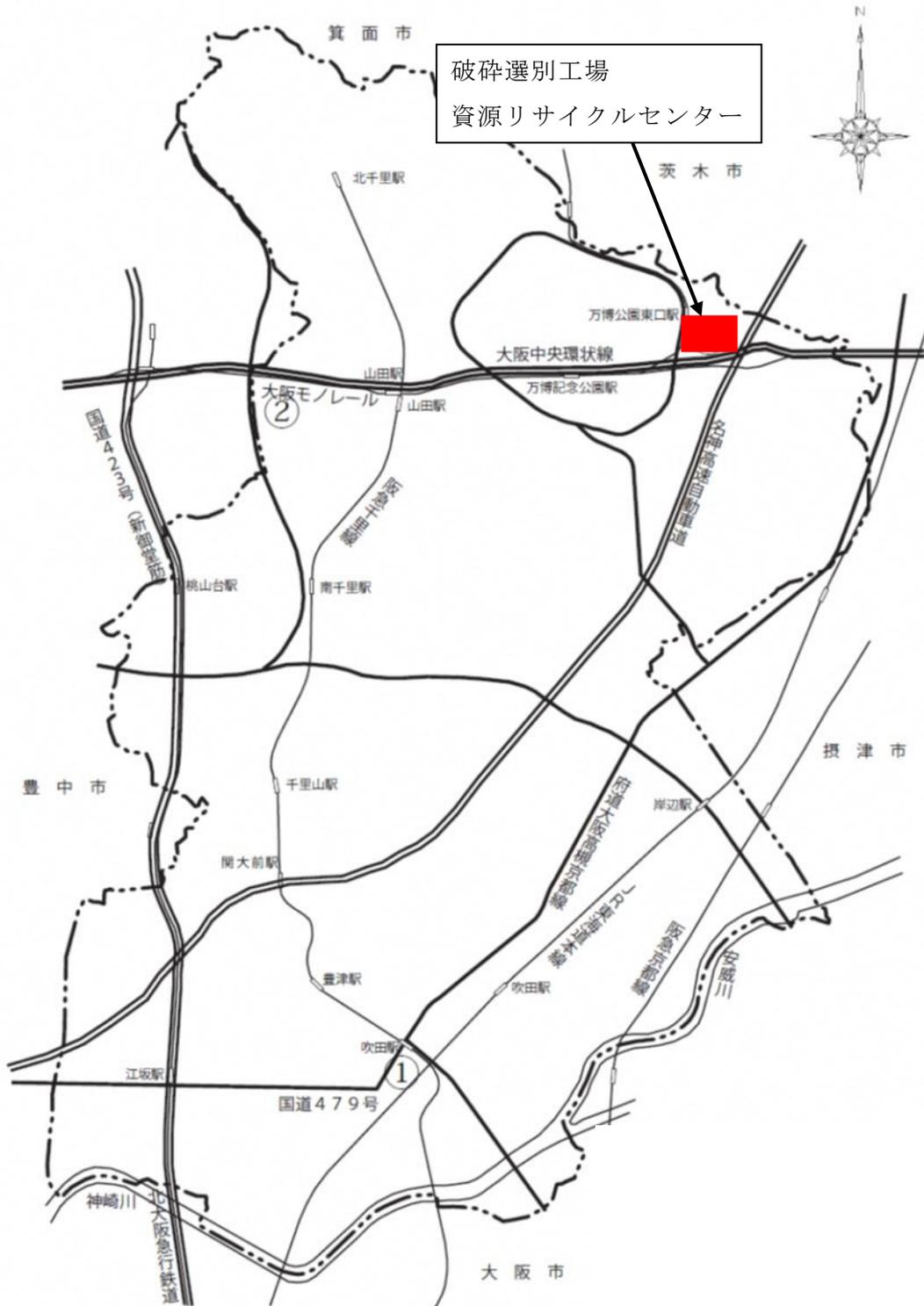


吹田市の位置図

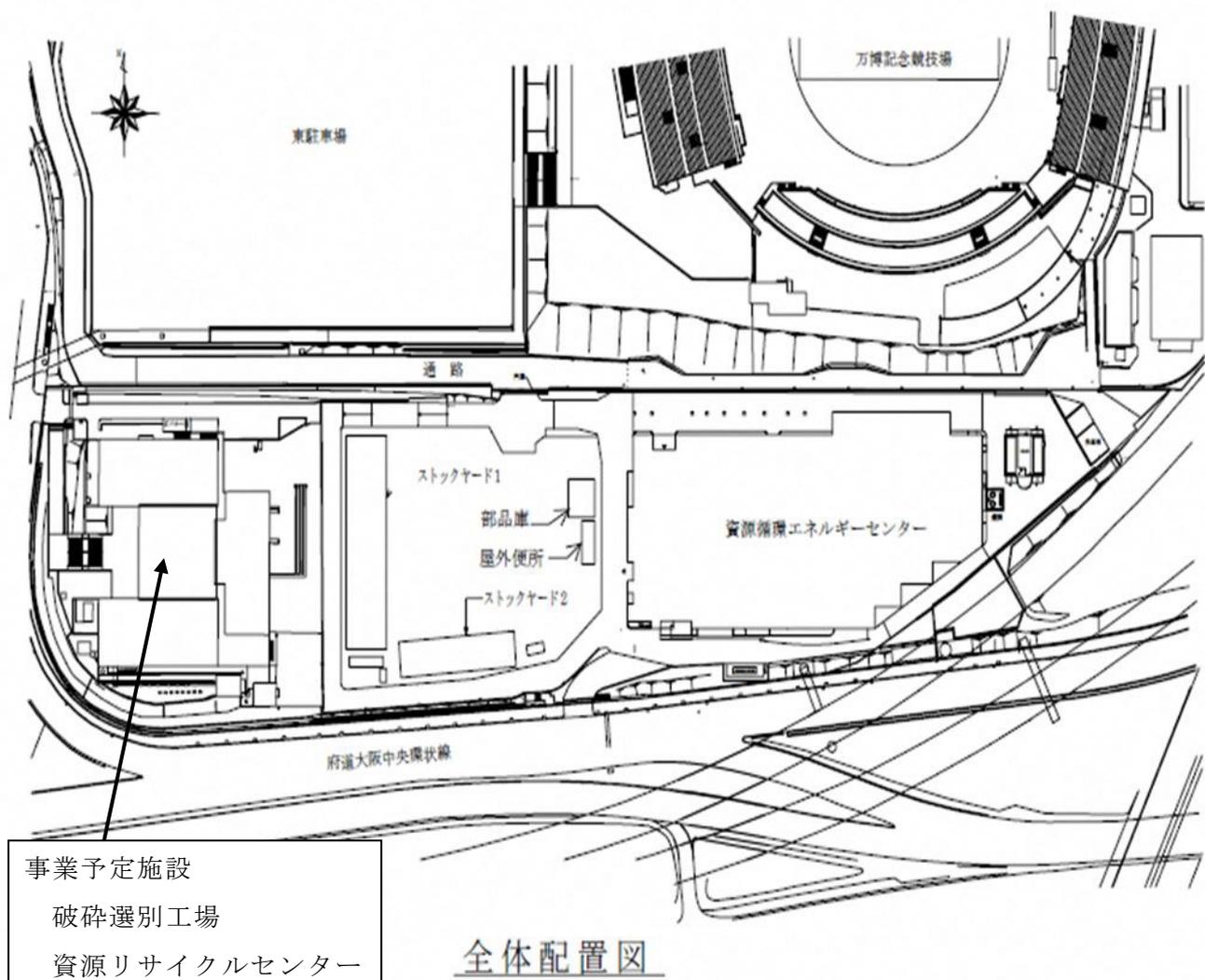


事業予定位置図

位置図



施設配置図



分別区分説明資料

ごみのわけ方

12種分別

吹田市環境部事業課(電話06-6832-0026)

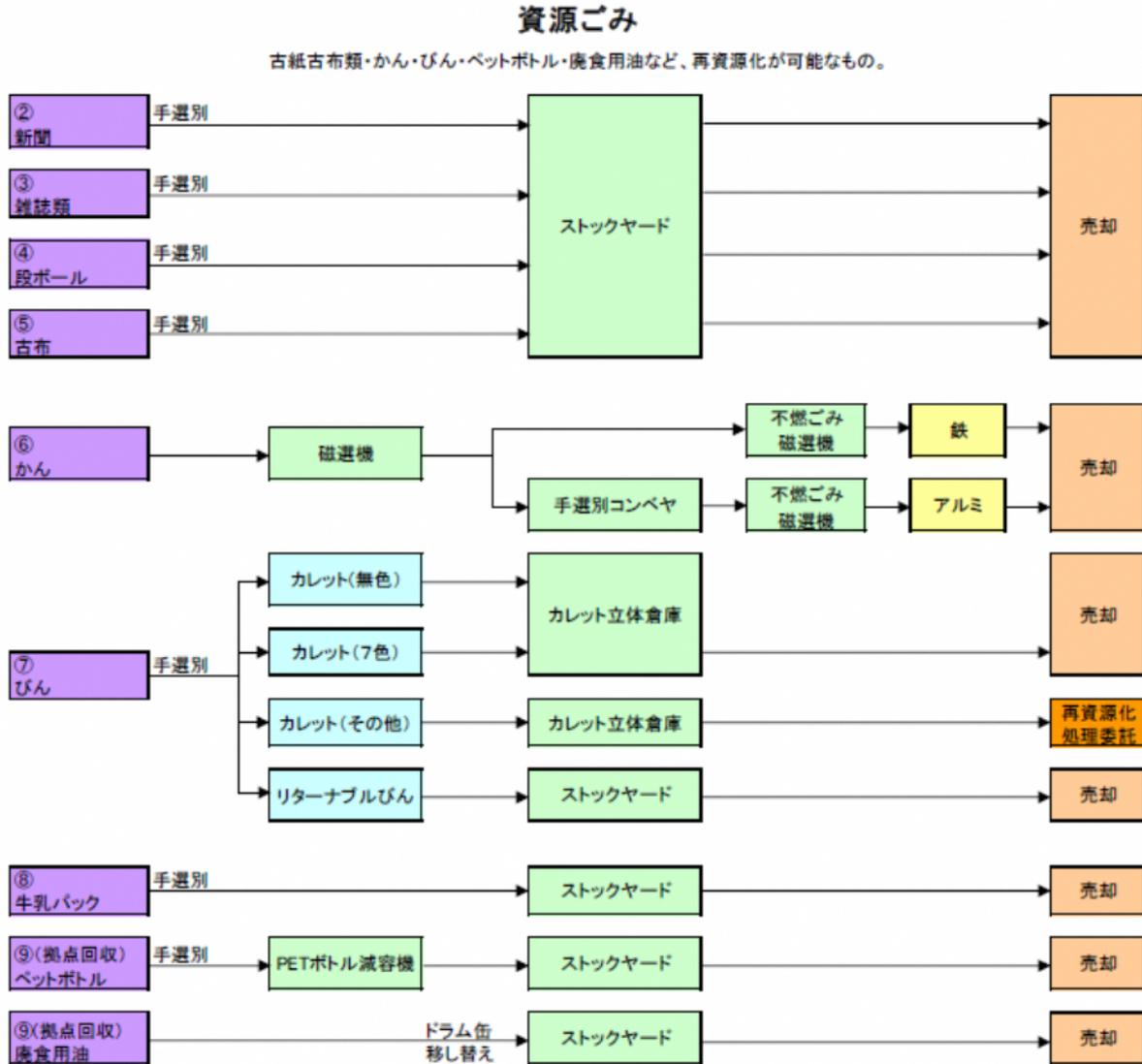
収集日当日の朝8時まで、決められた場所に分別し、ごみを出してください。祝祭日も通常収集です。

燃焼ごみ		資源ごみ		大型複雑ごみ	小型複雑ごみ	有害危険ごみ			
週 2 回		月 2 回		月 1 回	月 1 回				
収集日	毎週	第	曜日	第	曜日	曜日			
① 燃焼ごみ 世帯のごみ、革製品、プラスチック製品、脱脂スチロール、小さな木製品、ぬいぐるみ等小さな燃えるごみ 世帯のごみ(出来るだけ水を切ってください。) ビデオテープ CD-DVD 洗濯等のプラスチック製品 玄関マット 座布団・クッション 使用捨てカイロ 木の枝・木切れ(太さ7cm以下 長さ90cm以下) 革製品 小さな木製品 木箱 ぬいぐるみ 積木 燃焼ごみを出すときは 黄色半透明 以外のゴミ袋は使わないでください。 袋の口はひも等でしばってください。金属の印刷のある紙や油などで汚れた紙、写真、防水加工紙、感熱紙、プラスチックコート紙、アルミ箔加工の紙は資源化できないので燃焼ごみに出してください。		② 新聞(チラシ含む) ※ひもで十字に束ねてください。 折り込みチラシも一緒に出せます。出来るだけ、集積回線に出してください。 ③ 雑誌類(その他紙類を含む) ※ひもで十字に束ねてください。 ダイレクトメール はがき等 厚さ5mm以下の厚紙(厚紙は5枚以下) 小さな紙も約1cm四方以上で、材質によれば資源化できます。紙袋などに入れて出してください。 出来るだけ、集積回線に出してください。		⑤ 古布類(古着含む) ポロ布・古着等 ボロ布・古着等は紙袋に入れても結構です。出来るだけ、集積回線に出してください。 ⑥ かん 空かん かんづめ ⑦ びん 化粧品のびん 空びん 空びんはキャップを割って割らずに出してください。割れたびんは小型複雑ごみへ出してください。びん・かん類は水を洗い、袋に入れて直接コンテナへ入れてください。		⑩ 大型複雑ごみ タンス、ふとん等、小型複雑ごみの大きさを越えるもの(一辺が60cm以上のもの)で収集処理できるもの 家具類 じゅうたん ソファ 学習机 ふとん・毛布 ベッド 収納ケース(一辺が60cm以上のもの) ゴルフバック 自転車 石油ファンヒーター 石油ストーブ(大きさは除く) ※灯油を抜いてください。 ※着火用電池は取りはずしてください。 「不用品」と張り紙して、そのまま出してください。石油ファンヒーター・石油ストーブはすべて大型複雑ごみへ出してください。		⑪ 小型複雑ごみ 燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混成品で60cm未満のもの 箸、やかん等の金属製品、白熱電球 歯ブラシ等の食器類 植木鉢 ハンガー(金属含む) クリスタル・熱断ガラス・板ガラス・コップ われたびん 電気製品 ガスコンロ ※着火用電池は取りはずしてください。 小さなスチール床前 電気スチールガスファンヒーター ボット おもちゃ(金属を含む) 三輪車 電子レンジ 傘 小さな物は袋に入れて出してください。有害危険ごみ用コンテナの横に置いてください。電池は必ず抜いて出してください。	
		④ 段ボール ※必ずたたんでください。 ※ひもで十字に束ねてください。 出来るだけ、集積回線に出してください。		⑧ 牛乳パック 飲み終えたらよく洗って切り開き、ひもで束ねてください。		⑨ ペットボトル ※キャップは小袋に入れて回収箱へ 回収場所 区収集施設 公共施設 協力店舗 家庭系廃食用油 廃物はこして取り除き、密封できる容器に入れて回収場所へ持参してください。			
		集団回収 自治会、子供会などで、新聞・雑誌・段ボール、古布・古着、アルミ缶などの集団回収をしています。資源の有効利用のため、集団回収に協力してください。		拠点回収 ごみの減量と資源化のため、専用の回収場をご利用ください。		12 有害危険ごみ 薬液、蛍光灯、水銀体温計等有害な物質を含むもの又は取り扱う注意を要するもの ※ニカド電池・ボタン電池は、販売店へ引き取ってもらうください。			
死んだ犬・猫 小動物の処分 家庭で飼われていた犬、猫、小動物(有料)、飼主不明の犬、猫、小動物(無料)の死体の収集依頼はご連絡ください。		収集できないもの (販売店または処理業者で引き取ってもらってください。) たたみ フロック ボール バッテリー 農薬 殺虫剤 消火剤 丸太等 タイヤ 化学薬品 漂白剤等の液体物 ※火災ごみ収集ごみについては、事前調査のみで収集します。 ※その他(回収できないもの)は、燃焼ごみ、燃焼ごみ、燃焼ごみ。		市が収集しないごみ 事業所から出るごみ ○一般廃棄物 商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するが、一般廃棄物処理業者に依頼してください。 ○産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃プラスチック、燃えがらなど、廃棄物処理法で定められた処分については、自らの責任において処理するが産業廃棄物処理業者に依頼してください。		機軸ガスボンベ スプレー缶(カートリッジ式) ライター ハサミ、包丁 水銀体温計 電池類 蛍光灯			
引っ越し(転出)ごみ (有料) 申込制です。 TEL 06-6832-0026 引っ越しの1か月前から14日前までに申し込みください。 廃棄物収集センターへ出してください。 戸建住宅の敷地内及び隣内からの運び出しはできません。 収集日の指定はできません。 引っ越し日までにごみを計画的に分別して出し、引っ越しごみの減量にご協力をお願いします。		家電リサイクル法により エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、小売店(有料)で引き取ってもらってください。ごみとしては収集できません。ごみとして回収できません。3R推進委員会 03-5282-7465 対象品目 エアコン 冷蔵庫 洗濯機 衣類乾燥機 パソコンは「資源有効利用促進法」に基づくリサイクル対象品です。ごみとしては収集できません。メーカーにお問い合わせください。資源としてリサイクルしましょう。3R推進委員会 03-5282-7465 対象品目		バイクの処分 二輪車を廃棄する場合は、二輪車廃棄システムを利用して廃棄物の減量にご協力ください。 二輪車リサイクルコールセンター 050-3000-0727 在宅医療廃棄物 通常のごみとしては収集できません。 【吹田市在宅医療廃棄物収集】で個別に収集します。申し込み制です。 TEL 06-6832-0026		電球 電池類 蛍光灯			

※最新の情報は市ホームページ「くらしの友」等で確認ください。このフリープリントは34,000部作成し、一冊当たりの単価は11.67円です。平成28年(2016年)5月作成

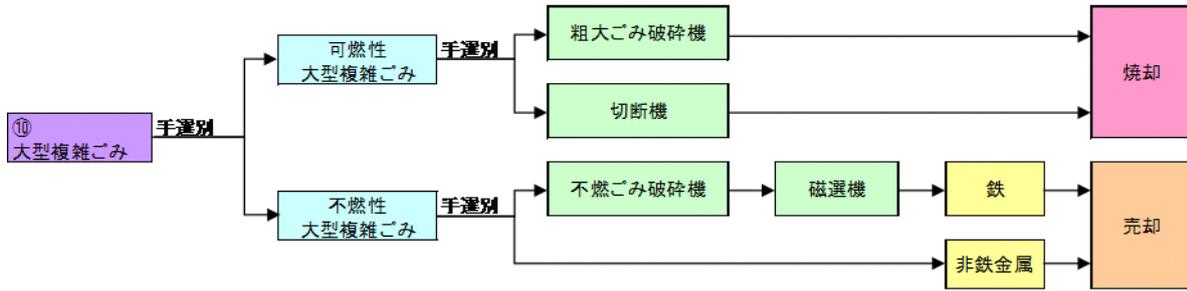
【添付資料 4】

現有処理施設の概要



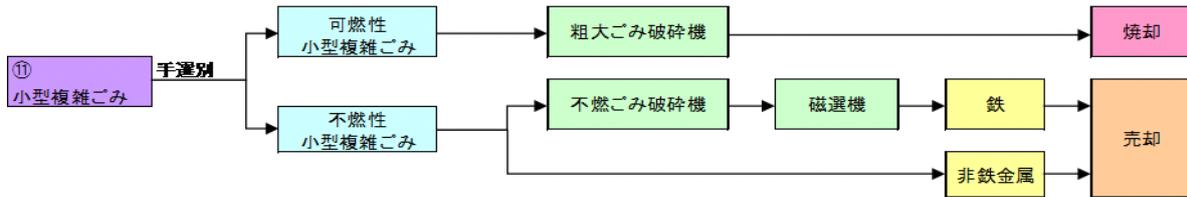
大型複雑ごみ

タンス、布団等、小型複雑ごみの大きさを越えるもので収集処理できるもの。



小型複雑ごみ

燃えないもの及び燃えるものと燃えないものの混合物で、60cm四方未満のもの。



有害危険ごみ

スプレー缶・蛍光管・電池(二次電池以外)・水銀体温計等・有害な物質を含むもの、または取り扱いに注意を要するもの。

